令和元年（少）〇〇号　傷害保護事件

非行事実に関する意見書

令和〇年〇月〇日

福岡家庭裁判所　御中

少　年　〇〇　　〇〇

付添人弁護士　福岡　九州男

　上記少年に対する頭書保護事件について、本件非行事実に関し、下記のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

少年は、不処分。

理由

第１　総説

　本件非行事実は、少年が、被害者Aの左肩をバットで殴打したという傷害の事案である。これに対し、少年は、被害者Aから現場のX神社に呼び出され、話し合いをしたことは認めるが、暴行を加えた事実はないとして、非行事実を全面的に争っている。

　しかるところ、本件では、少年が被害者に暴行を加えたことについては合理的疑いが残るから、非行事実の証明がないことに帰し、少年に対して保護処分を行うことはできない。

　本件に関しては、令和〇年〇月〇日付意見書提出後、被害者とされるA及び目撃者とされるBの尋問が実施された。本意見書では、これら証人尋問の結果を踏まえて、さらに意見を述べることとする。

第2　各供述の検討

1　総説

本件では、被害に遭ったとするA及び非行の現場を目撃したとするBの尋問が実施された。

しかるに、ABいずれの供述についても、当審判廷における供述内容は客観的事実との整合性や供述の変遷という点で信用できない。

従って、いずれの供述も、少年による非行の存在を裏付けるものとは到底なり得ない。

以下、それぞれ詳細を述べる。なお、以下では、それぞれの証人尋問調書について、「A～頁」「B～頁」などとして引用することとする。

2　A供述について

（1）まず、Aは、当審判廷において、少年はAの正面から野球のフルスイングをする格好で左肩を殴打した旨供述し、これに沿う再現を行っている（A2頁）。

（2）しかしながら、Aは本件の翌日である令和〇年〇月〇日に警察官から事情聴取された際には、少年から、ゴルフクラブで、ゴルフのティーショットのような動作で左肩を殴打されたと供述しており、非行に用いられた凶器や、少年が行っていた動作について著しい変遷が見られるところである。

（3）のみならず、Aは、その後の令和〇年〇月〇日警察官の取調べに対し、いったん、少年から、バットを用いて、ゴルフのティーショットのような動作で左肩を殴打されたという供述に変更した上、さらに令和2年3月〇日になって初めて、少年からバットを用いて、野球のフルスイングをする格好で殴打されたという当公判廷と同旨の供述をするに至り、以後、その供述を維持している。

（4）しかしながら、少年がどのような凶器を用いていたか、どのような動作で暴行を加えられたか、という点は、本件非行の中核をなす事実関係であり、この点についてAの供述は不合理に変遷していると言わざるを得ない。その理由について検討するに、Aは少年が野球の名門で知られるC高校の4番バッターであることを思い出し、少年の高校球児としての名誉をより損なうよう、野球のバットを用いたとの供述に変更したことが推察される。一方、野球のバットとゴルフクラブでは長さが異なるため、少年の腕の長さやバットの長さでは、バットの先端部分すらAの左肩には届かない可能性があると警察官が疑念を抱き（付添人実施の再現結果に関する報告書である付1によれば、被害者と同程度の体格のマネキンを用いて実験した場合、一般的な野球のバットでゴルフのティーショットのような動作をしても、バットの先端部分はマネキンの肘部分までしか届かず、肩に当てることはできないことが判明している）、また野球のバットでゴルフのティーショットのような動作をすることは不自然であるため、警察官がその旨を指摘し、現在のような供述になったことが推認されるから、供述の変遷に合理的な理由は存在しない。

（5）さらに、Aは、令和〇年〇月〇日にD病院を受診し、MRIの画像検査を受けているが、その画像診断報告書を見ると、左肩関節に筋萎縮及び脂肪浸潤の所見が認められ、陳旧性の腱板損傷である可能性があると記載されている。また、腱板損傷の原因としては、外傷の他に肩の酷使があげられるところ、AはC高校のライバルとして知られるE高校のエースピッチャーであり、左投げ投手である（A4頁）から、Aは本件非行があったとされる日よりも前に、野球による肩の酷使で腱板損傷を来していた可能性があり、少年の非行により肩を負傷したとの供述は、こうした客観的事実と整合しない。

（6）最後に、虚偽供述の動機について検討するに、本件は、E高校野球部の女子マネージャーに手を出したなどとしてAが少年を呼び出し、金を要求したことが発端となっており、Aは少年に対して一方的に恨みを募らせていたことがうかがわれる。実際、少年が本件で逮捕された後も、Aは保護者を介して、弁護人（現在の付添人）に、「肩をやられて野球ができなくなった。プロ野球に行く予定にしていた契約金の1,000万円を払え」などと要求してきており、虚偽の供述を行うことによって、少年の高校球児としての名誉を毀損し、または金銭的利益を得ようとする動機が認められるところである。実際、少年は、本件で逮捕・勾留されたことで、地区予選に出られなくなるなど野球人生に多大なる不利益を被っている。

（7）以上より、A供述は信用できない。

3　B供述について

（1）Bは、当審判廷において、少年がAの左肩を、バットを用いて、野球のフルスイングをする格好で殴打する場面を目撃した旨供述する。

（2）しかしながら、非行が行われた時刻は令和2年1月〇日午後〇時頃とされているが、Bはその10分前に、現場から電車で15分程度を要するF駅からほど近いファーストフード店において友人Gと食事をする様子がInstagramに投稿されており、果たして非行があったとされる時刻にX神社にいたかどうかについても疑念が残る。また、X神社は、F駅から見るとB宅とは反対方向に位置するため、BがX神社に向かった目的も定かでない。

この点についてBは、自分は高校生であるので、隠れてタバコを吸うためにX神社をたまに利用する旨、当審判廷において供述する（B3頁）が、前記Instagramに投稿された写真には2種類の銘柄の吸い殻が入れられた灰皿が写り込んでおり、Bは同店において堂々とタバコを吸っていたことが推認されるから、わざわざ電車で15分もかけてX神社に行き、隠れてタバコを吸っていたというのはいかにも不自然である。

（3）のみならず、当公判廷においてBが供述したところによれば、BはX神社の手水舎付近から本件非行を目撃したとのことである（B4頁）が、同所と少年らが立っていた場所との間には、当時、おみくじや絵馬を結ぶ台が設置されており、これらの陰になって少年やAの動作については十分に視認できなかった可能性がある。また、BがX神社に到着した時刻は、上記を前提に最大限好意的に解釈しても、Aと少年が神社に到着した時刻とほぼ同時かそれより後であると考えざるを得ないが、手水舎は神社の入り口から少年らが立っていた場所を横切った先に位置するのに、Aも少年も当初からBその他の人影を目撃したことを供述していないし、Bが本件非行を目撃したと警察官に申告するに至ったのは事件から10日後のことである。

（4）さらに、虚偽供述の動機を検討すると、BはAと同じ高校の野球部に所属しており、少年が地区予選に出られなくなることによって利益を受ける立場にあるといえるし、E高校は、Aの負傷だけでなく、Bらの喫煙行為発覚によって高校野球への出場を辞退する結果となったものであるから、BはAに対する負い目や、少年に対する逆恨みから、目撃供述をねつ造している疑いがある。

4　結論

このように、当審判廷における尋問の結果を踏まえても、少年による非行の証明は不十分であると言うほかない。

第3　まとめ

よって、本件では、少年がAに暴行を加えたという点には合理的疑いが残るから、非行事実の存在は証明不十分である。そうである以上、少年に対して保護処分を行うことはできないから、不処分の決定がなされなければならない。

以上